

## ⑨ 短期滞在手術等基本料の評価の見直し

### 第1 基本的な考え方

実態に即した評価を行う観点から、短期滞在手術等基本料について評価を見直す。

### 第2 具体的な内容

1. 短期滞在手術等基本料1について、対象手術等の入院外での実施状況を踏まえ、適切な評価を行う観点から、評価を見直す。

改 定 案	現 行
<p>【短期滞在手術等基本料1】</p> <p>1 短期滞在手術等基本料1（日帰りの場合）</p> <p>イ <u>主として入院で実施されている手術を行った場合</u></p> <p style="text-align: right;">(1) <u>麻酔を伴う手術を行った場合</u> 2,947点</p> <p style="text-align: right;">(2) (1)以外の場合 2,718点</p> <p>ロ <u>イ以外の場合</u></p> <p style="text-align: right;">(1) <u>麻酔を伴う手術を行った場合</u> 1,588点</p> <p style="text-align: right;">(2) (1)以外の場合 1,359点</p> <p>[算定要件]</p> <p>(3) <u>短期滞在手術基本料の「1」の「イ」主として入院で実施されている手術を行った場合とは、以下に掲げる手術等を行った場合をいう。</u></p> <p>ア <u>「D287」内分泌負荷試験の「1」下垂体前葉負荷試験の「イ」成長ホルモン（GH）</u></p>	<p>【短期滞在手術等基本料1】</p> <p>1 短期滞在手術等基本料1（日帰りの場合）</p> <p>イ <u>麻酔を伴う手術を行った場合</u> 2,947点</p> <p>ロ <u>イ以外の場合</u> 2,718点</p> <p>[算定要件] (新設)</p>

(一連として)

イ 「D291-2」小児食物アレルギー負荷検査

ウ 「K006」皮膚、皮下腫瘍摘出術(露出部以外)の「4」長径12センチメートル以上(6歳未満に限る。)

エ 「K030」四肢・躯幹軟部腫瘍摘出術の「2」手、足(手に限る。)

オ 「K048」骨内異物(挿入物を含む。)除去術の「4」鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他(手に限る。)

カ 「K068」半月板切除術

キ 「K068-2」関節鏡下半月板切除術

ク 「K282」水晶体再建術の「1」眼内レンズを挿入する場合の「イ」縫着レンズを挿入するもの

ケ 「K282」水晶体再建術の「2」眼内レンズを挿入しない場合

コ 「K282」水晶体再建術の「3」計画的後嚢切開を伴う場合

サ 「K474」乳腺腫瘍摘出術の「1」長径5センチメートル未満

シ 「K474」乳腺腫瘍摘出術の「2」長径5センチメートル以上

ス 「K508」気管支狭窄拡張術(気管支鏡によるもの)

セ 「K510」気管支腫瘍摘出術(気管支鏡又は気管支ファイバースコープによるもの)

ソ 「K617」下肢静脈瘤手術の「1」抜去切除術

タ 「K653」内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術の「1」早期悪性腫瘍粘膜切除

<p>術</p> <p>チ 「K834-3」顕微鏡下精索静脈瘤手術</p> <p>ツ 「K841-2」経尿道的レーザー前立腺切除・蒸散術の「1」ホルミウムレーザー又は倍周波数レーザーを用いるもの</p> <p>テ 「K841-2」経尿道的レーザー前立腺切除・蒸散術の「2」ツリウムレーザーを用いるもの</p> <p>ト 「K841-2」経尿道的レーザー前立腺切除・蒸散術の「3」その他のもの</p> <p>(4)～(16) (略)</p>	<p>(3)～(15) (略)</p>
---	---------------------

2. 短期滞在手術等基本料3について、実態を踏まえ、40歳未満の勤務医師、事務職員等の賃上げに資する措置も考慮した評価の見直しを行うとともに、一部の対象手術等について、評価の精緻化を行う。

改定案	現行
<p>【短期滞在手術等基本料3】</p> <p>イ D237 終夜睡眠ポリグラフィー 3 1及び2以外の場合 イ 安全精度管理下で行うもの <u>9,537点</u> (生活療養を受ける場合にあっては、<u>9,463点</u>)</p> <p>ロ D237 終夜睡眠ポリグラフィー 3 1及び2以外の場合 ロ その他のもの <u>8,400点</u> (生活療養を受ける場合にあっては、<u>8,326点</u>)</p> <p>ハ D237-2 反復睡眠潜時試験 (MSLT) <u>12,676点</u> (生活療養を受ける場合にあっては、<u>12,602点</u>)</p> <p>ニ D287 内分泌負荷試験 1 下垂体前葉負荷試験 イ 成長ホルモン (GH) (一連として) <u>9,194点</u> (生活療養を受ける場合にあっては、<u>9,120点</u>)</p> <p>ホ D291-2 小児食物アレレル</p>	<p>【短期滞在手術等基本料3】</p> <p>イ D237 終夜睡眠ポリグラフィー 3 1及び2以外の場合 イ 安全精度管理下で行うもの <u>10,549点</u> (生活療養を受ける場合にあっては、<u>10,475点</u>)</p> <p>ロ D237 終夜睡眠ポリグラフィー 3 1及び2以外の場合 ロ その他のもの <u>8,744点</u> (生活療養を受ける場合にあっては、<u>8,670点</u>)</p> <p>ハ D237-2 反復睡眠潜時試験 (MSLT) <u>11,485点</u> (生活療養を受ける場合にあっては、<u>11,411点</u>)</p> <p>ニ D287 内分泌負荷試験 1 下垂体前葉負荷試験 イ 成長ホルモン (GH) (一連として) <u>8,312点</u> (生活療養を受ける場合にあっては、<u>8,238点</u>)</p> <p>ホ D291-2 小児食物アレレル</p>

<p>ギー負荷検査  <u>5,278点</u>（生活療養を受ける場合にあっては、<u>5,204点</u>）</p> <p>へ D413 前立腺針生検法 2  その他のもの  <u>10,262点</u>（生活療養を受ける場合にあっては、<u>10,188点</u>）</p> <p>ト K007-2 経皮的放射線治療用金属マーカ留置術  <u>30,882点</u>（生活療養を受ける場合にあっては、<u>30,808点</u>）</p> <p>チ K030 四肢・躯幹軟部腫瘍摘出術 2 手、足（手に限る。）  <u>14,667点</u>（生活療養を受ける場合にあっては、<u>14,593点</u>）</p> <p>リ K046 骨折観血的手術 2 前腕、下腿、手舟状骨（手舟状骨に限る。）  <u>36,240点</u>（生活療養を受ける場合にあっては、<u>36,166点</u>）</p> <p>ヌ K048 骨内異物（挿入物を含む。）除去術 3 前腕、下腿（前腕に限る。）  <u>19,082点</u>（生活療養を受ける場合にあっては、<u>19,008点</u>）</p> <p>ル K048 骨内異物（挿入物を含む。）除去術 4 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他（鎖骨に限る。）  <u>20,549点</u>（生活療養を受ける場合にあっては、<u>20,475点</u>）</p> <p>ヲ K048 骨内異物（挿入物を含む。）除去術 4 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他（手に限る。）  <u>14,893点</u>（生活療養を受ける場合にあっては、<u>14,819点</u>）</p> <p>ワ K070 ガングリオン摘出術 1 手、足、指（手、足）（手に限る。）  <u>13,653点</u>（生活療養を受ける場合にあっては、<u>13,579点</u>）</p>	<p>ギー負荷検査  <u>5,040点</u>（生活療養を受ける場合にあっては、<u>4,966点</u>）</p> <p>へ D413 前立腺針生検法 2  その他のもの  <u>10,197点</u>（生活療養を受ける場合にあっては、<u>10,123点</u>）</p> <p>ト K007-2 経皮的放射線治療用金属マーカ留置術  <u>33,572点</u>（生活療養を受ける場合にあっては、<u>33,498点</u>）</p> <p>チ K030 四肢・躯幹軟部腫瘍摘出術 2 手、足（手に限る。）  <u>16,224点</u>（生活療養を受ける場合にあっては、<u>16,150点</u>）</p> <p>リ K046 骨折観血的手術 2 前腕、下腿、手舟状骨（手舟状骨に限る。）  <u>32,937点</u>（生活療養を受ける場合にあっては、<u>32,863点</u>）</p> <p>ヌ K048 骨内異物（挿入物を含む。）除去術 3 前腕、下腿（前腕に限る。）  <u>20,611点</u>（生活療養を受ける場合にあっては、<u>20,537点</u>）</p> <p>ル K048 骨内異物（挿入物を含む。）除去術 4 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他（鎖骨に限る。）  <u>21,057点</u>（生活療養を受ける場合にあっては、<u>20,983点</u>）</p> <p>ヲ K048 骨内異物（挿入物を含む。）除去術 4 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他（手に限る。）  <u>15,180点</u>（生活療養を受ける場合にあっては、<u>15,106点</u>）</p> <p>ワ K070 ガングリオン摘出術 1 手、足、指（手、足）（手に限る。）  <u>13,878点</u>（生活療養を受ける場合にあっては、<u>13,804点</u>）</p>
--	--

<p>カ K093-2 関節鏡下手根管開放手術 18,038点（生活療養を受ける場合にあっては、17,964点）</p> <p>ヨ K196-2 胸腔鏡下交感神経節切除術（両側） 32,137点（生活療養を受ける場合にあっては、32,063点）</p> <p>タ K202 涙管チューブ挿入術 1 涙道内視鏡を用いるもの（片側） 8,663点（生活療養を受ける場合にあっては、8,589点）</p> <p>レ K202 涙管チューブ挿入術 1 涙道内視鏡を用いるもの（両側） 13,990点（生活療養を受ける場合にあっては、13,916点）</p> <p>ソ K217 眼瞼内反症手術 2 皮膚切開法（片側） 6,524点（生活療養を受ける場合にあっては、6,450点）</p> <p>ツ K217 眼瞼内反症手術 2 皮膚切開法（両側） 14,425点（生活療養を受ける場合にあっては、14,351点）</p> <p>ネ K219 眼瞼下垂症手術 1 眼瞼挙筋前転法（片側） 11,000点（生活療養を受ける場合にあっては、10,926点）</p> <p>ナ K219 眼瞼下垂症手術 1 眼瞼挙筋前転法（両側） 19,357点（生活療養を受ける場合にあっては、19,283点）</p> <p>ラ K219 眼瞼下垂症手術 3 その他のもの（片側） 10,493点（生活療養を受ける場合にあっては、10,419点）</p> <p>ム K219 眼瞼下垂症手術 3 その他のもの（両側） 17,249点（生活療養を受ける場合にあっては、17,175点）</p> <p>ウ K224 翼状片手術（弁の移</p>	<p>カ K093-2 関節鏡下手根管開放手術 17,621点（生活療養を受ける場合にあっては、17,547点）</p> <p>ヨ K196-2 胸腔鏡下交感神経節切除術（両側） 35,663点（生活療養を受ける場合にあっては、35,589点）</p> <p>タ K202 涙管チューブ挿入術 1 涙道内視鏡を用いるもの 11,312点（生活療養を受ける場合にあっては、11,238点）</p> <p>（新設）</p> <p>レ K217 眼瞼内反症手術 2 皮膚切開法 10,654点（生活療養を受ける場合にあっては、10,580点）</p> <p>（新設）</p> <p>ソ K219 眼瞼下垂症手術 1 眼瞼挙筋前転法 18,016点（生活療養を受ける場合にあっては、17,942点）</p> <p>（新設）</p> <p>ツ K219 眼瞼下垂症手術 3 その他のもの 16,347点（生活療養を受ける場合にあっては、16,273点）</p> <p>（新設）</p> <p>ネ K224 翼状片手術（弁の移</p>
--	---

<p>植を要するもの) (片側)  <u>8,437点</u> (生活療養を受ける場合に  あつては、<u>8,363点</u>)</p> <p><u>キ</u> <u>K224</u> <u>翼状片手術 (弁の移  植を要するもの) (両側)</u>  <u>13,030点</u> (生活療養を受ける場合  にあつては、<u>12,956点</u>)</p> <p><u>ク</u> <u>K242</u> <u>斜視手術 2 後転  法 (片側)</u>  <u>13,877点</u> (生活療養を受ける場合  にあつては、<u>13,803点</u>)</p> <p><u>コ</u> <u>K242</u> <u>斜視手術 2 後転  法 (両側)</u>  <u>19,632点</u> (生活療養を受ける場合  にあつては、<u>19,558点</u>)</p> <p><u>ケ</u> <u>K242</u> <u>斜視手術 3 前転  法及び後転法の併施 (片側)</u>  <u>20,488点</u> (生活療養を受ける場合  にあつては、<u>20,414点</u>)</p> <p><u>カ</u> <u>K242</u> <u>斜視手術 3 前転  法及び後転法の併施 (両側)</u>  <u>33,119点</u> (生活療養を受ける場合  にあつては、<u>33,045点</u>)</p> <p><u>キ</u> <u>K254</u> <u>治療的角膜切除術  1 エキシマレーザーによるも  の (角膜ジストロフィー又は帯  状角膜変性に係るものに限  る。)</u> (片側)  <u>16,748点</u> (生活療養を受ける場合  にあつては、<u>16,674点</u>)</p> <p><u>ク</u> <u>K254</u> <u>治療的角膜切除術  1 エキシマレーザーによるも  の (角膜ジストロフィー又は帯  状角膜変性に係るものに限  る。)</u> (両側)  <u>28,464点</u> (生活療養を受ける場合  にあつては、<u>28,390点</u>)</p> <p><u>コ</u> <u>K268</u> <u>緑内障手術 6 水  晶体再建術併用眼内ドレーン挿  入術 (片側)</u>  <u>34,516点</u> (生活療養を受ける場合  にあつては、<u>34,442点</u>)</p> <p><u>コ</u> <u>K268</u> <u>緑内障手術 6 水</u></p>	<p>植を要するもの)  <u>9,431点</u> (生活療養を受ける場合に  あつては、<u>9,357点</u>)  (新設)</p> <p><u>ナ</u> <u>K242</u> <u>斜視手術 2 後転  法</u>  <u>18,326点</u> (生活療養を受ける場合  にあつては、<u>18,252点</u>)  (新設)</p> <p><u>ラ</u> <u>K242</u> <u>斜視手術 3 前転  法及び後転法の併施</u>  <u>22,496点</u> (生活療養を受ける場合  にあつては、<u>22,422点</u>)  (新設)</p> <p><u>ル</u> <u>K254</u> <u>治療的角膜切除術  1 エキシマレーザーによるも  の (角膜ジストロフィー又は帯  状角膜変性に係るものに限  る。)</u>  <u>20,426点</u> (生活療養を受ける場合  にあつては、<u>20,352点</u>)  (新設)</p> <p><u>ウ</u> <u>K268</u> <u>緑内障手術 6 水  晶体再建術併用眼内ドレーン挿  入術</u>  <u>37,155点</u> (生活療養を受ける場合  にあつては、<u>37,081点</u>)  (新設)</p>
---	---

<u>晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術（両側）</u>	
<u>67,946点（生活療養を受ける場合にあつては、67,872点）</u>	
<u>エ</u> K282 水晶体再建術 1 眼内レンズを挿入する場合 □ その他のもの（片側） <u>17,457点（生活療養を受ける場合にあつては、17,383点）</u>	<u>エ</u> K282 水晶体再建術 1 眼内レンズを挿入する場合 □ その他のもの（片側） <u>17,888点（生活療養を受ける場合にあつては、17,814点）</u>
<u>テ</u> K282 水晶体再建術 1 眼内レンズを挿入する場合 □ その他のもの（両側） <u>31,685点（生活療養を受ける場合にあつては、31,611点）</u>	<u>テ</u> K282 水晶体再建術 1 眼内レンズを挿入する場合 □ その他のもの（両側） <u>32,130点（生活療養を受ける場合にあつては、32,056点）</u>
<u>ア</u> K282 水晶体再建術 2 眼内レンズを挿入しない場合（片側） <u>14,901点（生活療養を受ける場合にあつては、14,827点）</u>	<u>オ</u> K282 水晶体再建術 2 眼内レンズを挿入しない場合（片側） <u>15,059点（生活療養を受ける場合にあつては、14,985点）</u>
<u>サ</u> K282 水晶体再建術 2 眼内レンズを挿入しない場合（両側） <u>25,413点（生活療養を受ける場合にあつては、25,339点）</u>	<u>ク</u> K282 水晶体再建術 2 眼内レンズを挿入しない場合（両側） <u>25,312点（生活療養を受ける場合にあつては、25,238点）</u>
<u>キ</u> K318 鼓膜形成手術 <u>31,981点（生活療養を受ける場合にあつては、31,907点）</u>	<u>ヤ</u> K318 鼓膜形成手術 <u>30,571点（生活療養を受ける場合にあつては、30,497点）</u>
<u>ユ</u> K333 鼻骨骨折整復固定術 <u>16,988点（生活療養を受ける場合にあつては、16,914点）</u>	<u>マ</u> K333 鼻骨骨折整復固定術 <u>18,809点（生活療養を受ける場合にあつては、18,735点）</u>
<u>メ</u> K389 喉頭・声帯ポリープ切除術 2 直達喉頭鏡又はファイバースコープによるもの <u>24,709点（生活療養を受ける場合にあつては、24,635点）</u>	<u>ケ</u> K389 喉頭・声帯ポリープ切除術 2 直達喉頭鏡又はファイバースコープによるもの <u>26,312点（生活療養を受ける場合にあつては、26,238点）</u>
<u>ミ</u> K474 乳腺腫瘍摘出術 1 長径5センチメートル未満 <u>16,684点（生活療養を受ける場合にあつては、16,610点）</u>	<u>フ</u> K474 乳腺腫瘍摘出術 1 長径5センチメートル未満 <u>17,302点（生活療養を受ける場合にあつては、17,228点）</u>
<u>シ</u> K474 乳腺腫瘍摘出術 2 長径5センチメートル以上 <u>22,904点（生活療養を受ける場合にあつては、22,830点）</u>	<u>コ</u> K474 乳腺腫瘍摘出術 2 長径5センチメートル以上 <u>25,366点（生活療養を受ける場合にあつては、25,292点）</u>

<p><u>ㄗ</u> K616-4 経皮的シャント 拡張術・血栓除去術 1 初回 26,013点（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>25,939点</u>）</p>	<p><u>エ</u> K616-4 経皮的シャント 拡張術・血栓除去術 1 初回 28,842点（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>28,768点</u>）</p>
<p><u>ヒ</u> K616-4 経皮的シャント 拡張術・血栓除去術 2 1の 実施後3月以内に実施する場合 26,057点（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>25,983点</u>）</p>	<p><u>テ</u> K616-4 経皮的シャント 拡張術・血栓除去術 2 1の 実施後3月以内に実施する場合 28,884点（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>28,810点</u>）</p>
<p><u>モ</u> K617 下肢静脈瘤手術 1 抜去切除術 20,366点（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>20,292点</u>）</p>	<p><u>ア</u> K617 下肢静脈瘤手術 1 抜去切除術 19,798点（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>19,724点</u>）</p>
<p><u>セ</u> K617 下肢静脈瘤手術 2 硬化療法（一連として） 8,262点（生活療養を受ける場合に あつては、<u>8,188点</u>）</p>	<p><u>サ</u> K617 下肢静脈瘤手術 2 硬化療法（一連として） 9,149点（生活療養を受ける場合に あつては、<u>9,075点</u>）</p>
<p><u>ス</u> K617 下肢静脈瘤手術 3 高位結紮術 9,258点（生活療養を受ける場合に あつては、<u>9,184点</u>）</p>	<p><u>キ</u> K617 下肢静脈瘤手術 3 高位結紮術 9,494点（生活療養を受ける場合に あつては、<u>9,420点</u>）</p>
<p><u>ン</u> K617-2 大伏在静脈抜去 術 20,829点（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>20,755点</u>）</p>	<p><u>ユ</u> K617-2 大伏在静脈抜去 術 23,090点（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>23,016点</u>）</p>
<p><u>イイ</u> K617-4 下肢静脈瘤血 管内焼灼術 19,368点（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>19,294点</u>）</p>	<p><u>メ</u> K617-4 下肢静脈瘤血 管内焼灼術 20,130点（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>20,056点</u>）</p>
<p><u>イロ</u> K617-6 下肢静脈瘤血 管内塞栓術 20,479点（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>20,405点</u>）</p>	<p><u>ミ</u> K617-6 下肢静脈瘤血 管内塞栓術 22,252点（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>22,178点</u>）</p>
<p><u>イハ</u> K633 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア（3歳未満に限 る。） 31,914点（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>31,840点</u>）</p>	<p><u>シ</u> K633 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア（3歳未満に限 る。） 33,785点（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>33,711点</u>）</p>
<p><u>イニ</u> K633 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア（3歳以上6歳未 満に限る。） 24,786点（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>24,712点</u>）</p>	<p><u>ㄗ</u> K633 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア（3歳以上6歳未 満に限る。） 24,296点（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>24,222点</u>）</p>



<p><u>イホ</u> K633 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア（6歳以上15歳未満に限る。） 21,023点（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>20,949点</u>）</p>	<p><u>ヒ</u> K633 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア（6歳以上15歳未満に限る。） 21,275点（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>21,201点</u>）</p>
<p><u>イヘ</u> K633 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア（15歳以上に限る。） 24,147点（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>24,073点</u>）</p>	<p><u>モ</u> K633 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア（15歳以上に限る。） 23,648点（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>23,574点</u>）</p>
<p><u>イト</u> K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（3歳未満に限る。） 63,751点（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>63,677点</u>）</p>	<p><u>セ</u> K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（3歳未満に限る。） 70,492点（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>70,418点</u>）</p>
<p><u>イチ</u> K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（3歳以上6歳未満に限る。） 50,817点（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>50,743点</u>）</p>	<p><u>ス</u> K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（3歳以上6歳未満に限る。） 53,309点（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>53,235点</u>）</p>
<p><u>イリ</u> K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（6歳以上15歳未満に限る。） 37,838点（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>37,764点</u>）</p>	<p><u>ン</u> K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（6歳以上15歳未満に限る。） 41,081点（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>41,007点</u>）</p>
<p><u>イヌ</u> K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（15歳以上に限る。） 49,389点（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>49,315点</u>）</p>	<p><u>イイ</u> K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（15歳以上に限る。） 48,934点（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>48,860点</u>）</p>
<p><u>イル</u> K721 内視鏡的大腸ポリ ープ・粘膜切除術 1 長径2 センチメートル未満 12,580点（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>12,506点</u>）</p>	<p><u>イロ</u> K721 内視鏡的大腸ポリ ープ・粘膜切除術 1 長径2 センチメートル未満 12,560点（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>12,486点</u>）</p>
<p><u>イロ</u> K721 内視鏡的大腸ポリ ープ・粘膜切除術 2 長径2 センチメートル以上 16,153点（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>16,079点</u>）</p>	<p><u>イハ</u> K721 内視鏡的大腸ポリ ープ・粘膜切除術 2 長径2 センチメートル以上 16,258点（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>16,184点</u>）</p>
<p><u>イワ</u> K743 痔核手術（脱肛を 含む。） 2 硬化療法（四段 階注射法によるもの）</p>	<p><u>イニ</u> K743 痔核手術（脱肛を 含む。） 2 硬化療法（四段 階注射法によるもの）</p>

<p><u>10,386点</u>（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>10,312点</u>）</p> <p><u>イカ</u> K747 肛門良性腫瘍、肛 門ポリープ、肛門尖圭コンジロ ーム切除術（肛門ポリープ切除 術に限る。）</p> <p><u>10,017点</u>（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>9,943点</u>）</p> <p><u>イコ</u> K747 肛門良性腫瘍、肛 門ポリープ、肛門尖圭コンジロ ーム切除術（肛門尖圭コンジロ ーム切除術に限る。）</p> <p><u>7,617点</u>（生活療養を受ける場合に あつては、<u>7,543点</u>）</p> <p><u>イタ</u> K768 体外衝撃波腎・尿 管結石破碎術（一連につき）</p> <p><u>25,702点</u>（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>25,628点</u>）</p> <p><u>イレ</u> K823-6 尿失禁手術 （ボツリヌス毒素によるもの）</p> <p><u>23,829点</u>（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>23,755点</u>）</p> <p><u>イソ</u> K834-3 顕微鏡下精索 静脈瘤手術</p> <p><u>21,524点</u>（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>21,450点</u>）</p> <p><u>イツ</u> K867 子宮頸部（腔部） 切除術</p> <p><u>15,253点</u>（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>15,179点</u>）</p> <p><u>イネ</u> K872-3 子宮鏡下有茎 粘膜下筋腫切出術、子宮内膜ポ リープ切除術 1 電解質溶液 利用のもの</p> <p><u>22,099点</u>（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>22,025点</u>）</p> <p><u>イナ</u> K872-3 子宮鏡下有茎 粘膜下筋腫切出術、子宮内膜ポ リープ切除術 2 その他のも の</p> <p><u>18,115点</u>（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>18,041点</u>）</p> <p><u>イラ</u> K873 子宮鏡下子宮筋腫</p>	<p><u>10,604点</u>（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>10,530点</u>）</p> <p><u>イホ</u> K747 肛門良性腫瘍、肛 門ポリープ、肛門尖圭コンジロ ーム切除術（肛門ポリープ切除 術に限る。）</p> <p><u>10,792点</u>（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>10,718点</u>）</p> <p><u>イヘ</u> K747 肛門良性腫瘍、肛 門ポリープ、肛門尖圭コンジロ ーム切除術（肛門尖圭コンジロ ーム切除術に限る。）</p> <p><u>8,415点</u>（生活療養を受ける場合に あつては、<u>8,341点</u>）</p> <p><u>イト</u> K768 体外衝撃波腎・尿 管結石破碎術（一連につき）</p> <p><u>25,894点</u>（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>25,820点</u>）</p> <p><u>イチ</u> K823-6 尿失禁手術 （ボツリヌス毒素によるもの）</p> <p><u>24,703点</u>（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>24,629点</u>）</p> <p><u>イリ</u> K834-3 顕微鏡下精索 静脈瘤手術</p> <p><u>23,870点</u>（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>23,796点</u>）</p> <p><u>イヌ</u> K867 子宮頸部（腔部） 切除術</p> <p><u>14,607点</u>（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>14,533点</u>）</p> <p><u>イル</u> K872-3 子宮鏡下有茎 粘膜下筋腫切出術、子宮内膜ポ リープ切除術 1 電解質溶液 利用のもの</p> <p><u>21,709点</u>（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>21,635点</u>）</p> <p><u>イロ</u> K872-3 子宮鏡下有茎 粘膜下筋腫切出術、子宮内膜ポ リープ切除術 2 その他のも の</p> <p><u>18,652点</u>（生活療養を受ける場合 にあつては、<u>18,578点</u>）</p> <p><u>イワ</u> K873 子宮鏡下子宮筋腫</p>
--	---

<p>摘出術 1 電解質溶液利用のもの  <u>36,674点</u>（生活療養を受ける場合      にあつては、<u>36,600点</u>）</p> <p><u>イム</u> K873 子宮鏡下子宮筋腫      摘出術 2 その他のもの  <u>32,538点</u>（生活療養を受ける場合      にあつては、<u>32,464点</u>）</p> <p><u>イウ</u> K890-3 腹腔鏡下卵管      形成術  <u>100,243点</u>（生活療養を受ける場合      にあつては、<u>100,169点</u>）</p> <p><u>イキ</u> M001-2 ガンマナイフ      による定位放射線治療  <u>60,796点</u>（生活療養を受ける場合      にあつては、<u>60,722点</u>）</p>	<p>摘出術 1 電解質溶液利用のもの  <u>35,191点</u>（生活療養を受ける場合      にあつては、<u>35,117点</u>）</p> <p><u>イカ</u> K873 子宮鏡下子宮筋腫      摘出術 2 その他のもの  <u>33,460点</u>（生活療養を受ける場合      にあつては、<u>33,386点</u>）</p> <p><u>イヨ</u> K890-3 腹腔鏡下卵管      形成術  <u>109,045点</u>（生活療養を受ける場合      にあつては、<u>108,971点</u>）</p> <p><u>イタ</u> M001-2 ガンマナイフ      による定位放射線治療  <u>58,496点</u>（生活療養を受ける場合      にあつては、<u>58,422点</u>）</p>
---	---